

ID: 196

担当部署: 市民生活部 上宮川文化センター

<p>処分の概要</p>	<p>使用の許可</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和61年条例第11号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用許可) 第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 市長は、センターの管理のため、前項の許可に必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第7条及び芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用許可の制限) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 営利を目的とすると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) その他市長が不適當と認めるとき。</p> <p>(使用許可の順位) 第5条 使用許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>1日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 198

担当部署: 市民生活部 上宮川文化センター

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	昭和61年条例第11号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第9条第1項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由によつて使用することができないときは、既納の使用料の全額を還付する。</p> <p>(2) 使用日の前日までに使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるときは、既納の使用料の50パーセントを還付する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 市民生活部 上宮川文化センター

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減免</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第10条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和61年条例第11号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用料の免除) 第10条 市長は、市内の官公署及び各種団体等が使用する場で、公益上特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の免除) 第7条 使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を全額免除する。</p> <p>(1) 芦屋市が主催する行事に使用するとき。 (2) 自治会等、公共的団体が地域活動を目的とした行事に使用するとき。 (3) 市長が特に必要と認めたとき。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>3日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>